

沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムの機器の賃貸借に係る一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年4月28日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 調達する物品等の種類

沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和7年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法

この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項に規定するものに限る。)を受けていることを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書

類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段

イの場所で配付又は沖縄県公式ホームページ「公募・入札」

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025069/1032416/index.html>)

からダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先

沖縄県企画部市町村課

〒900－8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁舎7階)

電話番号098－866－2134

メールアドレス aa017019@pref.okinawa.lg.jp

- (3) 申請書等の受付期間 令和7年4月30日(水曜日)から同年5月13日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果

電子メール又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和7年5月30日(金曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。